

平成20年2月1日

株式会社 但馬銀行

個人年金保険取扱商品の追加について

株式会社 但馬銀行(頭取 倉橋 基)は、より多くのお客さまのニーズにお応えするため、平成20年2月4日(月)から、個人年金保険取扱商品を下記の通り追加しますのでお知らせいたします。

記

一、商品内容

商 品 名	Rising Income (ライジング インカム)
引 受 保 険 会 社	ハートフォード生命保険株式会社
年 金 種 類	最低保証型一時金付特別勘定終身年金(逡増率型) 契約日より7年経過後、ファンドでの運用を中止(一般勘定へ移行)し、年金受取方法を変更することができます(主契約による年金)。
特 徴	<ul style="list-style-type: none">・一時払保険料を特別勘定で運用し、その運用実績によって死亡保険金額や解約払戻金額等が変動する変額個人年金保険です。・最低保証型一時金付特別勘定終身年金(逡増率型)特約を付加することにより、年金支払開始後も積立金を特別勘定で運用しながら、最短で契約日の1年後から一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。・年金額は、運用実績にかかわらず年金支払時の被保険者の年齢に応じて所定の割合で増加します。・積立期間中は死亡保険金として、一時払保険料相当額(基本保険金額)を最低保証します。・年金支払期間中は既払年金合計額と死亡一時金額を合計した支払総額として、一時払保険料相当額(基本保険金額)を最低保証します。 解約・一部解約をした場合や年金の支払方法を変更した場合、また年金を一時支払により受け取った場合等には、一時払保険料相当額の最低保証はありません。 この保険の特別勘定の主要投資対象である投資信託は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や資産残高・将来の年金額等の増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、資産残高・解約払戻金額は払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。

二、手数料等

手数料等は、以下「保険関係費用」、「運用関係費用」の合計となります。

また、特定のお客さまには「年金管理費」、「解約控除」がかかります。

ご 契 約 時	契 約 初 期 費 用	ありません。
運 用 期 間 中	保 険 関 係 費 用	積立金額に対して年率2.60%（毎日2.60%/365日が控除されます。）
	運 用 関 係 費 用	（信託報酬） 信託財産に対して年率0.5080%程度（税込）（毎日0.5050%程度/365日が控除されます。）
年 金 支 払 期 間 中	年 金 管 理 費	年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合
解 約 時	解 約 控 除	解約控除対象額に対して、経過年数に応じて7%～1%（ご契約日および増額日からその日を含めて7年未満に解約・一部解約または年金の一時支払をされた場合にかかります。）

運用関係費用には、信託報酬のほか、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

三、留意事項

- ・変額個人年金保険は投資信託等で運用されるため、投資対象となる株式や債券の価格、為替の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、解約される場合の払戻金には最低保証はなく、所定の解約手数料や市場金利の変動による増減等がある場合があります。
- ・個人年金保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、保険契約の主体は引受保険会社と契約者本人（お客さま）となります。
- ・個人年金保険商品は預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・本商品はクーリング・オフ制度の対象となりますが、期間に制限があります。
- ・ご契約前には「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以 上

<お問い合わせは> たんぎんダイレクト営業センター

0120-164-230 (フリーダイヤル) 受付時間 / 9:00 ~ 19:00

(土・日・祝日のほか、1月1日~3日、12月31日は除く)